



目 次	ページ
告 示	
○自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課)	1
○自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人の指定 ( " )	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の定め (するめいか及びくろまぐろ) (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による同意成立 ( " )	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 ( " )	2
◎告示 (高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正 ( " )	2
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	2
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除 ( " )	3
○土砂災害特別警戒区域の指定 ( " )	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 ( " )	3
○告示 (土砂災害警戒区域の指定)の一部改正 ( " )	3
○告示 (土砂災害特別警戒区域の指定)の一部改正 ( " )	3
○臨港地区の決定 (港湾・海岸課)	3

高知海区漁業調整委員会指示  
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示

告 示

高知県告示第158号

高知県税規則 (昭和33年高知県規則第11号) 第72条の10において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。  
令和5年3月28日  
高知県知事 濱田 省司

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 指定期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

**高知県告示第159号**  
高知県税規則 (昭和33年高知県規則第11号) 第73条の3第3項 (同規則第72条の10において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。  
令和5年3月28日  
高知県知事 濱田 省司

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 指定期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

**高知県告示第160号**  
医療機関について、次のとおり生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。  
令和5年3月28日  
高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
訪問看護ステーションJ A おむすび 南国市明見字中野526-1 令5・3・1

**高知県告示第161号**  
漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により、するめいか、くろまぐろ (30キログラム未満の小型魚に限る。) 及びくろまぐろ (30キログラム以上の大型魚に限る。) に関する

令和5管理年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。) における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和5年3月28日  
高知県知事 濱田 省司

- するめいか  
現行水準
- くろまぐろ (30キログラム未満の小型魚に限る。)  
68.0トン。ただし、  
(1) 漁船漁業にあつては、  
ア 令和5年4月1日から同年6月30日までの間は、4.8トン  
イ 令和5年7月1日から同年9月30日までの間は、5.6トン  
ウ 令和5年10月1日から同年12月31日までの間は、16.8トン  
エ 令和6年1月1日から同年3月31日までの間は、9.4トン  
(2) 定置漁業にあつては、  
ア 令和5年4月1日から同年6月30日までの間は、12.5トン  
イ 令和5年7月1日から同年9月30日までの間は、2.0トン  
ウ 令和5年10月1日から同年12月31日までの間は、11.8トン  
エ 令和6年1月1日から同年3月31日までの間は、5.1トン
- くろまぐろ (30キログラム以上の大型魚に限る。)  
15.1トン。ただし、  
(1) 漁船漁業にあつては、  
ア 令和5年4月1日から同年6月30日までの間は、0.7トン  
イ 令和5年7月1日から同年9月30日までの間は、0トン  
ウ 令和5年10月1日から同年12月31日までの間は、0.2トン  
エ 令和6年1月1日から同年3月31日までの間は、1.7トン  
(2) 定置漁業にあつては、  
ア 令和5年4月1日から同年6月30日までの間は、7.0トン  
イ 令和5年7月1日から同年9月30日までの間は、1.4トン  
ウ 令和5年10月1日から同年12月31日までの間は、2.7トン  
エ 令和6年1月1日から同年3月31日までの間は、1.4トン

ン  
**高知県告示第162号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。  
 令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

浜改田加入区  
**高知県告示第163号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成31年3月高知県告示第207号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和5年3月25日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。  
 令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

浜改田加入区  
**高知県告示第164号**  
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名
 

土佐清水市	谷 口 正 年
〃	谷 脇 智
〃	山 田 開
  - (2) 加入区の名称  
下川口加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合下川口支所
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間  
令和5年3月28日から同年4月11日まで
  - (2) 縦覧場所  
高知県漁業協同組合下川口支所

**高知県告示第165号**  
 令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正

する。  
 令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

7の(1)の表中

「

操業区域 6 (1) 操業区域 6 (2)
操業区域 6 (3)

」

を

「

操業区域 6 (1)
操業区域 6 (2)

」

に改める。  
**高知県告示第166号**  
 南国市大改野の一部地区、須崎市新町及び港町地区、四万十市右山及び不破の各一部地区並びに間崎及び津蔵淵地区、高岡郡越知町横畠中、今成及び桐見川の各一部地区、幡多郡大月町芳ノ澤及び大浦の各一部地区並びに幡多郡黒潮町上川口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同

条第4項の規定により次のとおり告示する。  
 令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査を行った者の名称
  - (1) 南国市
  - (2) 須崎市
  - (3) 四万十市
  - (4) 越知町
  - (5) 大月町
  - (6) 黒潮町
- 2 調査を行った地域及び時期
  - (1) 南国市大改野の一部  
令和2年度及び令和3年度
  - (2) 須崎市新町及び港町  
令和2年度及び令和3年度
  - (3) 四万十市右山及び不破の各一部並びに間崎及び津蔵淵  
令和元年度から令和3年度まで
  - (4) 高岡郡越知町横畠中、今成及び桐見川の各一部  
令和元年度及び令和2年度
  - (5) 幡多郡大月町芳ノ澤及び大浦の各一部  
令和2年度及び令和3年度
  - (6) 幡多郡黒潮町上川口の一部  
令和元年度及び令和2年度
- 3 成果の名称
  - (1) 南国市地籍図及び地籍簿
  - (2) 須崎市地籍図及び地籍簿
  - (3) 四万十市地籍図及び地籍簿
  - (4) 越知町地籍図及び地籍簿
  - (5) 大月町地籍図及び地籍簿
  - (6) 黒潮町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日  
令和5年3月28日

**高知県告示第167号**  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。  
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

Ⅲ-52	池(12)	高知市池(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊
------	-------	--------------------	---------

**高知県告示第168号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき令和4年3月22日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
Ⅲ-52	池(12)	高知市池(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第169号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
Ⅲ-52	池(12)	高知市池(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第170号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき令和4年3月22日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第9項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
Ⅲ-52	池(12)	高知市池(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第171号**

令和4年3月高知県告示第405号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

表のⅢ-52の項を削る。

**高知県告示第172号**

令和4年3月高知県告示第410号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

表のⅢ-52の項を削る。

**高知県告示第173号**

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定に基づき下ノ加江港の臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月28日

下ノ加江港港湾管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 臨港地区の区域  
土佐清水市下ノ加江の一部(別図のとおり)
- 2 臨港地区の区域の縦覧場所  
高知県土木部港湾・海岸課及び高知県幡多土木事務所土佐清水事務所  
(「別図」は、省略し、縦覧場所に備え置いて公衆の縦覧に供する。)

-----  
**海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示**  
-----

**高知海区漁業調整委員会指示第98号**

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、令和5年3月20日に、次のとおり指示した。

令和5年3月28日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

(採捕の制限)

- 1 浦ノ内湾において、2に定める制限区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。  
(1) 国の機関又は地方公共団体(大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。)が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合(当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。)  
(2) 高知海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)から採捕の承認を受けて採捕する場合(制限区域)
- 2 あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。  
(1) A区域(天皇洲の区域)  
次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域  
点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒  
点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒  
点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒  
点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒  
点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒  
(2) B区域(宇佐大橋の南西側の区域)  
次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域  
点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒  
点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒  
点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒  
点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒  
点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒  
(般長の制限)
- 3 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、般長3センチメートル未満のあさりを採捕してはならない。  
(標識の携帯)
- 4 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、あさりを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。  
(報告書の提出)
- 5 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、四半期ごとに、委員会が別に定める様式によるあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。  
(採捕の承認の取消し)
- 6 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)の規定に違反してあさりを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の(2)の採捕の承認を取り消すことができる。  
(事務の取扱い)
- 7 この指示に定めるもののほか、1の(2)の採捕の承認に関する